

別紙1 子どもの安全確保に資する設備の設置の取り組み事項（補助対象）の整備内容・水準

【対象工事について】

- 補助対象となる工事は、次頁以降の各取り組み事項に該当し、各整備内容・水準を満たす工事を補助対象とする。なお、次頁以降の取り組み事項に記載の工事以外についても、子育て支援型共同住宅の工事の趣旨に合うものについては補助対象となる場合がある。（事務事業者に事前確認すること）。
ただし、建物・敷地に固定されないもの（工事を伴わないもの）、性能・機能が整備内容・水準から逸脱するものは補助対象外とする。
- 建物・敷地に固定されない置き家具等は補助対象にならない。
- 複数の取り組み事項に該当する工事であっても、重複して補助申請を行うことはできない。
- 「取り組み事項（補助対象）」に（カタログの確認要）とある項目を補助申請する場合、各項目に定められている整備内容・水準を確認することができるカタログ等の提出が必要。
- 以下の工事及びこれに類する工事は、1住戸につき1箇所のみ補助対象とすることができる。
人感センサー付玄関照明設置、チャイルドロックや立消え防止等の安全装置が付いた調理器の設置、対面形式のキッチンの設置、子どもを見守れる間取りへの工事（キッチンに面したリビング）、防犯性の高い玄関ドアの設置、録画機能のあるカメラ付きインターホン設置。
- キッチンの対面化を補助対象とする場合、以下の工事は補助対象工事の上限に含みます。
キッチンセット（電磁調理器やガス調理器）、流し台、調理台、レンジフード、照明、コンセント設置、給排水・ガス・電気工事、キッチンと他を区切るための間仕切り壁、腰壁、垂れ壁、カウンター等。
ただし、キッチンと一体のダイニングテーブル等、L・D・Kで分類してLまたはDに属するものは含みません。

【凡例】
 ○：補助対象
 ×：補助対象外

目的	取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
住宅内の 事故防止	①造りつけ家具の出 隅等の衝突事故防 止工事（面取り加 工）	○ キッチンのカウンターテーブル、造り付け家具の角には、 衝突時のケガのリスクを軽減するため、以下のいずれかを満 たすこと。 i) 丸い形状に加工（R加工）する。 ii) 衝撃防止のクッションカバー等を取り付けた※ ¹ 仕上げと する。 ※ ¹ 住宅に固定されるものが補助対象、容易に取り外しが 出来るものは対象外。	○	×	×	×	×	○	×	×	×
	②ドアストッパー又 はドアクローザー の設置	○ 「開き戸」とする場合は、全ての開き戸において、急激な開 閉による衝突を防止するため、ドアの開閉を緩やかにする ドアクローザー、またはドアを開けたまま固定しておく ドアストッパーを設置する。	○	×	×	×	×	○	×	×	×
	③転倒による事故防 止工事（洗面・脱 衣室の床はクッシ ョン床）	【床の段差について】 (専用部分の床の段差) ○ 床面の数センチの段差は小さな子ども、妊婦や乳児を抱っ こ・おんぶしている親等の転倒の要因となりやすいため、 専用部分の床面は段差のない構造とする。 ○ 段差が生じる場合、その程度は、〔日本住宅性能表示基 準・評価方法基準〕における〔9-1 高齢者等配慮対策（専 用部分）〕の段差に関する評価基準において等級2以上の 構造とする。 【手すりの設置について】 (玄関) ○ 上がり框部分に以下のいずれかを行うこと。	○	×	×	×	×	○	×	×	×

目的	取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
住宅内の 事故防止 (続き)	③転倒による事故防 止工事(洗面・脱 衣室の床はクッシ ョン床)(続き)	<p>i) 小さな子ども、妊婦や乳児を抱っこ・おんぶしている親等の上がり框の昇降を補助するため、使いやすい位置に、縦手すり等を設置する。</p> <p>ii) 子どもがひとりで立ち歩きできるようになった年齢に手すりを設置したり、子どもの成長に合わせて手すりの位置を変えたりできるよう、手すりが必要な場所の壁には手すり設置用の下地処理を施す。</p> <p>(トイレ)</p> <p>○ 以下のいずれかを行うこと。</p> <p>i) 小さな子どもや妊婦等が使いやすい位置に便器への立ち座りや姿勢保持をサポートするための手すりを設置する。</p> <p>ii) 子どもがトイレトレーニングをする時期にサポート用の手すりを設置したり、子どもや家族の成長に合わせて手すりの位置を変えたりできるよう、手すりの必要な場所の壁には手すり設置用の下地処理を施す。</p> <p>(浴室)</p> <p>○ 以下の全てを満たすこと。</p> <p>i) 浴室の出入り口部分には、子どもや妊婦が使いやすい位置に手すりを設置する又は設置できる構造とする。</p> <p>ii) 子どもがひとりで立ち歩きできるようになった年齢に手すりを設置したり、子どもの成長に合わせて手すりの位置を変えたりできるよう、設置の必要な場所の壁には下地処理を施す。</p> <p>【浴室の床の仕上げについて】</p> <p>○ 以下の全てを満たすこと。</p>	○	×	×	×	×	○	×	×	×

目的	取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
住宅内の 事故防止 (続き)	③転倒による事故防止工事(洗面・脱衣室の床はクッション床)(続き)	i) 水や石けん水に濡れても滑りにくい仕上げ(すべり抵抗値の高い材料の使用等)とする。 ii) 水に濡れても乾きやすい材料 ^{*1} を用いる。 ※1 カタログの確認要 【洗面・脱衣室の床の仕上げについて】 ○床面はクッション床[CF] ^{*2} とした上で、水や石けん水に濡れても滑りにくい仕上げ(すべり抵抗値の高い材料の使用等)とする。 ※2 カタログの確認要	○	×	×	×	×	○	×	×	×
	④人感センサー付玄関照明設置	○玄関又は玄関ホール ^{*1} の照明は、子どもを抱っこ・おんぶしたり、買い物の荷物を抱えたりして両手がふさがった状態でも明るさを確保して安全に移動できるよう、センサーライト ^{*2} とする。 ※1 設置場所は室内側(専用部内)とする ※2 床面の照度が100ルクス以上確保できること(カタログの確認要)	○	×	○	×	○	○	×	×	×
	⑤足元灯等の設置	○夜間等の暗がりによる転倒を防止するため、補助照明として足元灯(フットライト) ^{*1} を玄関付近・廊下に設置する。 ※1 カタログの確認要	○	×	○	×	○	○	×	×	×
	⑥転落防止の手すり等の設置	【バルコニーの手すりについて】 ○子どもの転落を防止するため、バルコニーには以下の構造の手すりを設置する。 i) 形状は、子どもが容易によじ登れないよう、足がかりがない形状とする。	○	×	×	×	×	○	×	×	×

目的	取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
住宅内の 事故防止 (続き)	⑥転落防止の手すり 等の設置(続き)	<p>ii) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。</p> <p>ア) 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方（以下「床面等との距離」という。）が650mm以上1,100mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。</p> <p>イ) 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設ける。</p> <p>ウ) 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。</p> <p>iii) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁（腰壁の高さが650mm未満の場合に限る。）からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で110mm以下とする。</p> <p>iv) 手すりの最下部とバルコニー床面（立ち上げがある場合は立ち上げの頂部）との間は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で90mm以下とする。</p> <p>[日本住宅性能表示基準・評価方法基準の相当する等級]：[9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）]の段差に関する評価基準において等級5以上</p> <p>【バルコニー手すり付近の室外機の設置場所について】</p> <p>○ 室外機等が、子ども（幼児等）がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、以下のいずれかの転落防止策を講じる。</p>									

目的	取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
住宅内の 事故防止 (続き)	⑥転落防止の手すり 等の設置(続き)	<p>i) バルコニーの手すりから 600 mm以上の距離を確保した位置（住宅の壁・窓側の位置）に、指定の設置場所を確保する。</p> <p>ii) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ 900mm 以上の柵で囲う。</p> <p>【2階以上の窓に対する手すりについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2階以上の窓（バルコニーに面している掃き出し窓は除く。）には、子どもの乗り越え等による転落の危険を防止するための手すり（柵）を設置する。 ○ 転落防止のための手すりは、[日本住宅性能表示基準・評価方法基準]における[9-1 高齢者等配慮対策（専用部分）]の手すりに関する評価基準において等級2以上の構造とする。 ○ 手すりを設置する際には、手すり下地補強工事をした上で設置する。 <p>【バルコニーに面する窓について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小さな子どもがひとりで勝手にバルコニーに入れないようにするため、バルコニーに面する窓のクレセント錠は以下のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> i) ダイヤル錠等の子どもが容易に解錠できないよう、一定の措置が取られたクレセント錠 ii) 子どもの手が届かない高い位置に*補助錠を設置する。 ※ 一般的には床上 1,500mm程度以上の高さが想定される。 									

目的	取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
住宅内の 事故防止 (続き)	⑦ドアや扉へ指詰め 防止工事	【指つめ・指はさみ防止について】 ○ 引き戸や開き戸の採用に際しては、全てのドアに指つめや指はさみ防止のために、以下の対策を施す。 1) 引き戸の場合（以下の全てを満たすこと。） i) 子どもが指をはさまないように、100mm程度の引き残しを確保する、又は軽量かつ自動でゆっくりと閉まる構造（ドアクローザー機能）のものとする。 ii) 取っ手（ドアノブ）は、開閉時にドアで指を挟まない位置に設ける。 2) 開き戸の場合（以下の全てを満たすこと。） i) ドアクローザーやドアストッパーの機能付きのドアとする。 ii) 吊り元部分に隙間が生じない構造のもの、又は吊り元側の隙間に指はさみ防止のカバーやクッションが使用されているものとする。 iii) 取っ手（ドアノブ）は、面取りするなど角がなく、安全に使用できるものとする。 ○ 窓のサッシは、指つめや指はさみの防止のために、以下の全てを満たすこと。 i) 指つめ防止用の戸当たり、又はたて框とたて枠の戸当りにゴムクッションを使用する。 ii) 指はさみ防止ストッパー等が設置され、窓を開けた際の引き残しを大きくとる構造とする。	○	×	×	×	×	○	×	×	×
	⑦ドアや扉へ指詰め 防止工事(続き)										
	⑧子どもの進入や閉じ込み防止のための鍵の設置	(浴室及び洗面・脱衣室) ○ 浴室を使用していない時に子どもがひとりで入り誤って浴槽に落ちる事故を防ぐため、浴室のドアには、子ども（幼児等）の手が届きにくい高さに、脱衣室側から施錠や閉じ込み時の解錠ができる錠を設置する。	○	×	×	×	×	○	×	×	×

目的	取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
住宅内の 事故防止 (続き)	⑧子どもの進入や閉 じ込み防止のため の鍵の設置 (続 き)	○ 洗面・脱衣室にドアを設置する場合は、その錠も外側から 施錠・解錠できるものとする。 (トイレ) ○ 小さな子どもがトイレに勝手にひとりで入って鍵をかけて しまう閉じ込みを防止するため、ドアの表示錠は非常時に 外側から解錠できるものとする。									
	⑨チャイルドフェン ス等の設置	○以下のいずれかを満たすこと。 i) 調理中のキッチンに小さな子どもが進入し火傷をするこ となどを防ぐため、台所の入口にチャイルドフェンス※ ¹ を備え付ける。 ii) チャイルドフェンスの取り付けや、子どもの成長に応じて 取り外しができるように、両側は壁やカウンター等と し、下地処理を施す。 ※ ¹ 住宅に固定されるものが補助対象 (カタログの確認 要)、容易に取り外し出来るものは対象外。	○	×	×	×	×	○	×	×	×
	⑩シャッター付コン セント等の設置	○ 日中の子どもの居場所となるリビング、子ども部屋等の居 室のコンセントは、小さな子どもの手の届きにくい高さ※ に設置する。 ※ ハイハイする乳児の目線に入らずに、手が届きにくい床 上 400mm 程度 (±50mm 以内) の高さとする。こと。 ○ コンセントの位置の高さが調整できないものについては、 シャッター付コンセント※ ¹ (プラグ差し込み口が扉付きの 構造となっているもの) にするなど、感電事故を防止した ものにする。 ※ ¹ カタログの確認要	○	×	○	×	○	○	×	×	×

目的	取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
住宅内の 事故防止 (続き)	⑪火傷防止用カバー 付き水栓、サーモ スタット式水栓等 の設置	○ 給湯用のカランがむき出しで露出していると、カランに触れて火傷をするリスクがあるため、壁に埋め込み式のカランとする、又は火傷防止用のカバーを取り付けたものとする。 ○ 浴室や洗面所及びキッチンの給湯設備の水栓金具はサーモスタット式 ^{※1} とするなど、水圧変化や温度変化による火傷を防止できるものとする。 ※1 カタログの確認要	○	○	×	×	×	○	×	×	×
	⑫チャイルドロック や立消え防止等の 安全装置が付いた 調理器の設置	○ 電磁調理器やガス調理器 ^{※1} を備え付けとする場合は、チャイルドロックや立ち消え防止等の安全機能が付いたものを採用する。 ※1 カタログの確認要	○	×	○	○	×	○	×	×	×
子どもの 様子の見 守り	⑬対面形式のキッチ ンの設置	○ キッチン調理をしながら子どもの様子を観察・把握しやすい対面形式のオープンキッチンとする。 ※ 改修前が対面形式のキッチンの場合は補助対象外 ※ 調理台、流し台、コンロ台の内、2箇所以上から、正面にリビングの少なくとも過半を、見守ることができること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑭子供を見守れる間 取りへの工事（キ ッチンに面したリ ビング）	○ リビングの配置・間仕切りの構造は、キッチンから見渡すことができる（リビングで遊んでいる子どもの様子を確認しやすい）ものとする。	○	○	○	○	○	○	×	○	○
不審者の 侵入防止	⑮防犯性の高い玄関 ドア等の設置	○ 不審者の住宅内への侵入を防止するため、玄関ドアは防犯建物部品*（ピッキング・インプレッション・カム送り解錠・サムターン回し等への対策が講じられた製品）を採用する。[*防犯建物部品：共通標章（CPマーク）を取得した製品 ^{※1}]	○	×	×	×	×	○	×	×	×

目的	取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
不審者の 侵入防止 (続き)	⑮防犯性の高い玄関 ドア等の設置(続き)	<p>※1 カタログの確認要</p> <p>○ 防犯建物部品が設置できない場合は、デッドボルト(かんぬき)が外部から見えない構造やガードプレートを設置したもの、又は補助錠の設置により二重ロックとする。</p>									
	⑯防犯フィルム、防 犯ガラス、面格子 等の設置	<p>(窓のサッシ及びガラス)</p> <p>○ 不審者の住宅内への侵入を防止するため、窓のサッシ及びガラスは以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>i) 防犯建物部品^{※1}を採用する。</p> <p>ii) 防犯建物部品が設置できない場合は、防犯フィルム、サッシへの錠付きクレセント、補助錠や振動アラームを設置する。</p> <p>※1 カタログの確認要</p> <p>(接地階の窓)</p> <p>○ 接地階の窓(日常的に出入りをする掃き出し窓等を除く。)や共用廊下に面した窓は、以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>※上記(窓のサッシ及びガラス)の要件も満たすこと。</p> <p>i) 面格子を設置する。</p> <p>ii) 窓シャッターを設置し、ホームセキュリティシステム^{※2}を導入する。</p> <p>※2 上記窓からの外部侵入を感知して警報を発するものや、警備会社へ通報を行うものを対象とする。又、カタログの確認要。</p>	○	×	×	×	×	○	×	×	×
	⑰防犯カメラ(録画 機能のあるカメラ 付きインターホン 設置を含む)	<p>○ 以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>i) エントランス・エントランス以外の通用口・郵便受け・エレベーターホール・エレベーターかご内・駐輪場</p>	○	×	○	×	×	○	×	×	×

目的	取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
		<p>(バイク置場含む)・駐車場の、いずれか2箇所(1棟あたり)までを上限に、防犯カメラ※¹を設置する。</p> <p>ii) 住戸玄関に録画機能のあるカメラ付きインターホン※²を設置する。</p> <p>※1 地方公共団体の設置基準・ガイドラインなどがある場合は、事業者・設置者の責任で遵守すること。又、カタログの確認要。</p> <p>※2 補助の対象は、住戸完結型の、住戸毎に独立したセキュリティテレビドアホン(居室側の親機と、玄関外側の住戸玄関子機)を対象とする。(オートロック、管理室親機、システム制御装置などに対応している機種は対象外※³)、又、カタログの確認要。</p> <p>※3 オートロック、管理室親機、システム制御装置などに対応している機種を設置する場合は、設置に係る工事費のうち、住戸のセキュリティテレビドアホン(居室側の親機と、玄関外側の住戸玄関子機)に係る工事費のみ補助対象とする。</p>									
災害への 備え	⑱家具の転倒防止措置のための下地処理	○リビングと寝室の界壁や間仕切り壁は、家具の転倒防止措置を講じることができるよう、付け長押を設置する、又は金具等で固定できるための下地材を設けておく。(家具固定用金物等は補助対象外)	○	×	×	×	×	○	×	×	×
	⑲避難動線確保工事	○以下の全てを満たすこと。 i) 開き戸の場合の取っ手(ドアノブ)は、握力のない子どもでも使いやすいレバーハンドルとする。 ii) 地震の発生時等の避難経路の安全を確保するため、食器棚や吊り戸棚には、開き扉や引出しが開くのを防ぐための耐震ラッチを取り付ける。	○	×	×	×	×	○	×	×	×

目的	取り組み事項 (補助対象)	整備内容・水準	本体 設置	給排 水	電気	ガス	照明	内装・ 下地	給湯 器	躯体	付帯 工事
		iii) リビングなど子どもがよく使う部屋の窓などは、割れにくい複層ガラス（合わせガラス・強化ガラス等を室内側に使ったもの）や、万一割れてもガラス片が飛散しにくい合わせガラス等とする。又はガラス面に飛散防止フィルムを貼る。									